

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(10月分～12月分)

2016年12月31日現在

■平成28年10月1日～平成28年12月31日

【参考送付】: 発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

<取引・契約関係: 16件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
10月21日	民法の成年年齢の引下げに関する意見書	NPO法人京都消費者契約ネットワーク 理事長 高嶋 英弘	民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることについては、反対である。引下げに伴う問題点を克服するための施策が十分に実施され、その効果が浸透し、国民がこれを認識するとともに、世論の多くが契約年齢の引下げを望んでいる状況になることが不可欠であり、これらが達成されるまでは引下げるべきではない。
11月21日	成年年齢引き下げに伴う若年層の消費者被害防止・救済策の検討について	一般社団法人日本新聞協会 販売委員会 委員長 島 直之	民法の成年年齢が引き下げられた場合における新たな成年となる者の消費者被害防止・救済策の審議にあたり、対応策により事業者の正当な営業活動が阻害されることがないよう慎重な検討を要望する。

11月25日	不動産特定共同事業法の見直しに関する意見書について(参考)	日本弁護士連合会 会長 中本 和洋	<p>2016年9月16日国交省により提言された不動産特定共同事業に関する制度の在り方について、以下の通り意見を述べる。</p> <p>1 「小規模不動産特定共同事業」の創設に当たっては、具体化を図るべきである。</p> <p>(1)出資総額を1億円未満、投資者の出資額の上限を100万円とすべきである。また、資本金要件のほかは基本的に現行の要件に準じた適切な許可条件を定めるとともに、参入規制の適切な運用が行われるべきである。</p> <p>(2)不動産特定共同事業契約の内容及びその履行に関する説明事項について、明記すべき事項を増やし、透明化を図るべきである。</p> <p>2 クラウドファンディングに対応した環境整備に当たっては金融商品取引法上の電子募集取扱業務と基本的に同じ内容の規制とその運用を図るべきである。</p> <p>3 特例事業への投資者の範囲の見直しに当たっては、以下の点に留意した制度の具体化と運用を図るべきである。</p> <p>(1)一般投資家の投資を認める特例事業は、不動産鑑定・公認会計士等の監査・事業計画の適正審査が確保され、劣後出資等のリスク軽減措置がとられている場合に限定すべきである。</p> <p>(2)一般投資家向けの標準モデル約款の作成に当たっては、不動産鑑定、公認会計士等の監査の条項を盛り込む等、投資者保護の充実を図るべきである。</p>
11月30日	民法の成年年齢引き下げに関する意見	一般社団法人全国消費者団体 連絡会 代表理事(共同代表)岩 岡 宏保 代表理事(共同代表)河野 康子 代表理事(共同代表)松岡 万里 野	<p>成年年齢を20歳から18歳に引き下げる民法改正が検討されているが、日本社会において18歳は、人生の選択において重要な岐路となる年齢につき、その実態を踏まえ、以下のような方策が必要と考える。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法制度等の整備 2. 若年層向け相談機能の整備 3. 消費者教育の強化 4. 若年層が自ら学ぶ機会と場の創出 5. 経過措置について

12月16日	消費者委員会成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ報告書骨子(案)に対する意見	一般社団法人日本新聞協会 販売委員会 委員長 島 直之	<ul style="list-style-type: none"> ・当協会は正当な経済活動まで脅かすおそれの強い安易な法規制には一貫して反対する立場を取っている。 ・いたずらな法規制は訪問販売の現場に無用の混乱を招きかねない。 ・骨子案にある通り、「事業者の自主的取組の促進」こそが、事業者と消費者双方の利益を尊重するうえで最も効果的な手段だと考える。 ・骨子案の「その他」に掲げる「若年消費者被害防止の社会的周知のための国民キャンペーン実施」などの取り組みにおいても、紙面を通じて消費者教育に貢献してきた当協会が積極的に協力できる余地は大きい。 ・契約の自由の原則は民法における柱の一つに位置づけられており、民法で18歳、19歳を成年として認める場合、民法上の判断能力を備えているとみなすことが前提となる。 ・そのような観点を踏まえ、WGIにおいても慎重な議論を求める。
12月19日	成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループの検討内容について(意見)	公益社団法人 日本通信販売協会	<p>第11回の会議において検討が行われた報告書骨子において、消費者契約法や特定商取引法の整備・強化にふれる発言が相次ぎ、そのまま報告書に反映されることを危惧する。重要な法律の制度改正に繋がる議論を行うのであれば、立法根拠を精査し、広く関係業界の意見を求める場があってしかるべき。基本的には、成年年齢引下げにあたっては、法制度の整備ではなく消費者教育を充実する一方で、悪質な業者に対して法執行を強化することで対応することが望ましい。今後の取りまとめにあたっては、慎重な検討・対応をお願いする。</p>
12月19日	成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループの検討について(意見)	(公社)日本訪問販売協会	<p>18歳、19歳の消費者被害については購入形態別でみると通信販売が多いとされているが、その内容を見るとアダルトサイト情報、出会い系サイト、通信サービスが大半であり、いわゆる物販中心の普通の通信販売とは全く異なる。それらに騙されたからといって本当に保護対象にすべきは疑問であり、むしろそれらは、消費者教育によって未然防止を図ることが先決であると考ええる。</p> <p>成年年齢を引き下げることについて、これ以上の法整備など一切必要はなく、一部の悪質業者から若年者を保護するのであれば、消費者教育の充実と現行の法律の執行を強化すれば事足りるものと考ええる。</p>

12月20日	消費者委員会成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ「報告書骨子(案)」に対する意見	一般社団法人 日本経済団体連合会 経済基盤本部本部長 小畑 良晴	成年年齢引下げへの対応としては、まずは、消費者教育や事業者の自主的な取組を充実させていくべきであり、経団連としても最大限努力する所存。 法制度整備は幅広い事業者への影響が考えられ、極めて慎重に議論すべきと考えており、成年年齢を引き下げる民法改正の趣旨を没却する懸念もあることから、ワーキング・グループの取りまとめ報告書において、法制度整備に言及することは慎重に対応されたい。
12月22日	消費者委員会成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ報告書に対する意見	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会 会長 斎藤 斎	以下の点を踏まえて、ワーキンググループ等において再度、慎重な議論をお願いしたい。 1 報告書全体について ・成人年齢の引き下げは、法制度によるのではなく、未成年者や若年成人の教育に力点を入れるべき。 2 特定商取引法について ・「未成年者及び成年直後の者」の議論と「老人、知的障害者、認知障害が認められる者」を同様に扱って議論することは無理がある。 3. 消費者契約法について ・若年成人等の「等」が何の説明もなく唐突に入っているが、「老人その他の者」を含めたいという理由であれば、老人を入れる具体的な説明がない。
12月22日	消費者委員会成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ報告書(素案)に対する意見	一般社団法人日本新聞協会 販売委員会 委員長 島 直之	報告書(素案)に対し、以下のとおり意見を表明する。 ・民法との整合性を踏まえた見直しを求める。 ・特商法の執行強化による対応を求める。 ・諮問の範囲を超えた提案に反対する。 ・消費者教育の充実による対応を求める。
12月22日	消費者委員会 成年年齢引下げ対応検討ワーキンググループの検討内容に対する意見	一般社団法人 全国軽自動車協会連合会	・成年年齢の引き下げに関しては、まずは消費者教育の充実が重要。 ・20～22歳への対応策として、新たな制度整備を求めることは、これらの消費者と取引を行う事業者にとって過剰な規制となるため、慎重に対応すべき。 ・新たに成人となる18～19歳の消費者を過度に保護する制度整備は、成年年齢引下げの法改正の趣旨に反する。 ・「若年成人」等に新たに取消権を付与するに際しては、消費者被害の実態を調査し、立法根拠を精査し、関係業界の意見を求める場があるべき。 ・多くの商取引において、消費者被害の実態が認められない中、一律に全ての業界に対し、さらなる自主規制を求める必要性はない。

12月22日	「成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ報告書(素案)」に対する意見	一般社団法人 日本自動車販売協会連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・20歳～22歳までの者は本報告書における法制度の対象から外すべき。 ・消費者契約法を改正するには、立法事実の存在について慎重に検討する必要がある。 ・消費者被害を未然に防止するためには、消費者教育を充実させるなど、新たな成人制度の本来の趣旨にも沿うことが効果的。 ・現行制度の執行充実・強化によれば足り、新たな自主規制の必要性はない。 ・若年成人(特に20歳～22歳までの者)について、保護制度を設けることは若年成人の自己決定権に対する過度の制約になり、これらの者と取引をする事業者に対する過剰規制につながるため、やめるべき。
12月22日	消費者委員会成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ報告書に対する意見	互助会保証株式会社 代表取締役社長 藤島 安之	<p>以下の点を踏まえて、ワーキンググループ等において再度、慎重な議論をお願いしたい。</p> <p>1 報告書全体について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成人年齢の引き下げは、法制度によるのではなく、未成年者や若年成人の教育に力点を入れるべき。 ・未成年者取消権の行使で消費者被害がどのくらい救済されたことがあるのか判明していない。法の施行後、具体的被害が顕在化した場合に、救済する立法を制定することで遅くない。 ・既に行政による監督を受けている業界は、法の対象外とすればよい。 ・行政が既に許認可権の下で監督している業界に対し、優良経営認定制度のような認定が必要だとは考えられない。 <p>2 特定商取引法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「未成年者及び成年直後の者」の議論と「老人、知的障害者、認知障害が認められる者」を同様に扱って議論することは無理がある。 <p>3. 消費者契約法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年成人等の「等」が何の説明もなく唐突に入っている。また、「老人その他の者」を含めたいという理由であれば、老人を入れる具体的な説明がない。
12月22日	成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ報告書(素案)について(意見)	(一社)日本中古自動車販売協会連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害のトラブル対象となる年齢も下がるため、18歳から20歳未満の若年成人を保護する趣旨は理解できるが、若年成人という新たな定義により、現行法を越えた規制を検討することは慎重であるべき。

12月26日	成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ報告書案について(意見)	(公社)日本訪問販売協会	<ul style="list-style-type: none"> ・消契法や特商法の整備・強化に触れる内容が含まれ、そのまま制度化されれば、関係業界に多大な影響が及ぶことが懸念される。苦情相談を精査し、しかるべき立法根拠をもとに、産業界を含めた関係者との十分な議論・調整・コンセンサスを得るべき。 ・一部の悪質業者から消費者を保護するのであれば、産学官の連携を強化しつつ消費者教育を充実するとともに、法執行を強化することで対応できる。
12月26日	成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ報告書案に対する意見	公益社団法人 日本通信販売協会	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の若年者のトラブルへの保護施策は、消費者教育の充実と既存法令の執行強化によって十分カバーできる。 ・消契法については、事業者は、①どのように配慮すべき消費者を見分け、年齢等を知り情報を提供するのか。②事業者が配慮を要する事情につけ込んだかどうかどのように判断するのか。といった点が、現実とかけ離れている。 ・特商法については、事業者は、若年者の知識・判断能力が不足していることを知り得る手段がない。 ・事業者の自主的取組の促進に関する提案は現実的ではない。 ・「消費者志向経営」の促進とあるが、小売業において消費者志向でない経営をしているものはいない。 ・消費者被害にあわないための消費者教育は重要である。過保護ともいうべき施策を講じていくのではなく、社会の一員として責任を果たす義務があり、そのことを、消費者教育の第一歩にしてほしい。

<貸金業法関係:1件>

10月18日	銀行等による過剰貸付の防止を求める意見書について【参考送付】	日本弁護士連合会 会長 中本 和洋	<p>金融庁・銀行等・国に以下のことを求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 金融庁は、「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」において、銀行、信用金庫、信用組合等の金融機関(以下「銀行等」という。)が貸金業者による保証を付した消費者向け貸付けを行う際には、改正貸金業法の趣旨を踏まえて、原則として、借入残高が年収の3分の1を超えることとなるような貸付けを行わないようにすべきことを明記すべきである。 2. 銀行等は、貸金業者による保証を付した消費者向け貸付けを行う際には、貸金業法13条の2に規定するいわゆる総量規制など貸金業者の趣旨を踏まえて、原則として、借入残高が年収の3分の1を超えることとなるような貸付けを行わないようにするなど、銀行等による貸付けが顧客にとって過剰な借入れとならないように、顧客の実態を踏まえた適切な審査態勢を構築すべきである。 3. 国は、貸金業法13条の2等の規定を改正する等により、貸金業者が自ら貸付けを行う場合のほか、銀行等の行う貸付けに保証を付す場合についても総量規制の対象とすべきである。
--------	--------------------------------	----------------------	---

<食品表示関係:13件>

<p>10月4日</p>	<p>「機能性表示食品」の制度と運用に対する意見</p>	<p>一般社団法人全国消費者団体連絡会 代表理事(共同代表)岩岡 宏保 代表理事(共同代表)河野 康子 代表理事(共同代表)松岡 萬里野</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・機能性表示食品制度は法的な基盤が脆弱で、運用や届出後の事後チェックが機能していないため早急な見直しが必要。 ・監視指導が不明確であり、早急な制度の見直しが必要。 ・2年後の改正論議を待たず食品表示基準及び届出ガイドラインの見直しに着手すべき。消費者庁に現行制度の見直しに係る検討の場を設置すべき。 ・「機能性表示食品制度における機能性関与成分の取扱い等に関する検討会」において、消費者を混乱させるような見直しは行わないでほしい。 ・食品と健康維持増進に関する消費者教育の充実、保健機能食品制度の周知強化を求める。 ・誤認を招きかねない広告・宣伝が見られるため、食品表示法に基づく容器包装の表示内容と乖離・齟齬が無いようルール of 整理を求める。
<p>10月6日</p>	<p>加工食品の原料原産地表示制度についての要望</p>	<p>主婦連合会 会長 有田 芳子</p>	<p>全加工食品を対象に国別表示の義務付が原則となったことは喜ばしいことである。この原則をいかに徹底できるか、原則に対する「例外」の表示を選択できる要件、誤認防止策、それらのチェック方法を厳格に定めることが重要と考え、国別表示を原則とする新しい加工食品の原料原産地表示制度が出来ただけ早く確実に実現することを望む。</p>

10月12日	トクホ違反横行に抗議します～保険機能食品制度の総合的抜本改善を～	食品表示を考える市民ネットワーク 代表 神山美智子	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁は今回の「事件」を時系列的に究明し、同社が販売した問題のトクホの販売数や売上額を公表すること。同社が違反に至った要因と消費者庁の監視チェックの実態やその課題、事前に違反を把握できなかった要因を明確にすること。 ・「事件」公表後の日本サプリメント社の消費者対応を把握し問い合わせ電話が繋がらない消費者苦情がまん延していることを重視し、消費者対応をとるよう指導すること。 ・消費者庁はあらゆる執行法律を勘案し、日本サプリメント社に対して課徴金等の厳しい法的処分を下すこと。 ・消費者庁は10月26日を期日とする日本健康・栄養食品協会の調査結果を公開すること。あわせて、機能性表示食品検討会で報告した機能性表示食品の事後調査の結果も早急に公開すること。いずれも公開しないのであればその理由を説明すること。 ・消費者委員会は今回の「事件」について意見・提言・建議などの形態に関わらずトクホ許可の審査に関わる消費者委員会の態度を消費者・国民及び消費者庁に対して文書で明らかにすること。 ・消費者委員会は消費者庁及び関係省庁のトクホ関連施策について消費者目線から調査し、今回の「事件」がなぜ発生したのか、なぜ防止できなかったのか、その責任所在も含め再発防止への政策提案を提示すること。 ・消費者委員会は平成23年6月23日付の専門委員会報告書で求めている更新制度を早急に導入するよう消費者庁に働きかけること。 ・保健機能食品制度を総合的・一元的に捉え、それら現行制度を抜本的に改善する検討に早急に着手すること。
--------	----------------------------------	------------------------------	---

10月18日	加工食品の原料原産地表示制度についての意見	<p>一般社団法人全国消費者団体連絡会 代表理事(共同代表)岩岡 宏保 代表理事(共同代表)河野 康子 代表理事(共同代表)松岡 萬里野</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・加工食品の原材料について原産地表示を義務付けること。 ・制度化に当たっては表示の正確性を担保し、消費者にとって誤認のない表示とすること。 ＜具体的な表示制度として3点の提案＞ ・重量順位第一の原材料については、原産地を国別表示すること。 このうち原産国が二か国以上になるものについては、順位が固定的なものについて表示できるものとする。 上記の2つの条件で原産国の表示が行えない場合は、原産国の表示は行わないものとする。 ・例外表示案「可能性表示」「大括り表示」「大括り表示＋可能性表示」「中間加工原材料の製造地表示」は消費者の「原産地を知りたい」「国産品を選びたい」という願いに反するので反対。 ・国産品の利用振興を図るため、加工食品の産地認証や地理的表示(GIマーク)等の制度拡充を行うこと。
10月18日	加工食品の原料原産地表示制度についての要望	<p>公益社団法人 全国消費生活相談員協会 理事長 吉川 萬里子</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全加工食品を対象に国別重量順表示を義務化するという原則を評価する。 ・今後は、国別重量表示が難しい場合の例外表示の検討、消費者の誤認防止対策、制度施行後の表示の監視と見直し制度を厳格に取決め、新しい原料原産地表示制度が出来るだけ早く、確実に実現することを強く要望する。

10月18日	加工食品の原料原産地表示制度についての意見	一般財団法人日本消費者協会 理事長 松岡 万里野	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者が誤認することなく、正しい商品選択ができるよう、加工食品のわかりやすい原料原産地表示制度が1日でも早くできることを強く要望する。 ・国別表示を義務付けすることに賛成する。義務表示の対象・国別重量順表示の方法についても事務局案で了解する。 ・「可能性表示」は認める条件や容器包装に注意書きがあったとしても、その加工食品原料がどこの国の物か不明であり、かえって消費者の不信を招くことになるので反対。 ・「大括り表示」は「輸入」と括られると原産国が知りたいという消費者の要望には応えられていない上に、都合の悪い原産国を隠す手段に利用されやすくなるため反対。 ・「大括り表示」+「可能性表示」は上記2項が重なるだけで、消費者には一層理解しがたい表示のため反対。 ・「中間加工原材料の製造地表示」は消費者が要望している原料原産地ではない上に、産地のロンダリングが行われやすく産地偽造となりやすくなるため反対。 ・原料原産地表示の行えないものは、表示を行えないものとする。 ・加工食品の容器包装にそれぞれのルールで記載されたとき、消費者は何を意味し、どのような情報となっているのか全く判断できなくなるのではないかと懸念。 ・消費者への情報提供・啓発活動も複雑怪奇で困難。
--------	-----------------------	-----------------------------	---

10月19日	加工食品の原料原産地表示制度に関する要望書	全国地域婦人団体連絡協議会 会長 柿沼 トミ子	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての加工食品の原料原産地表示を原則とすること。 ・原則から外れた例外規定は条件付け導入とすること。 <p>検討会では「可能性表示」「大括り表示」「中間加工地表示」等について例外規定が設けられる方向で議論しているが、あくまで例外であることを明記すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者への周知が不可欠。 <p>今回の表示案は違いが分かりにくいいため、表示の見方について店頭にも表示するくらい徹底させ、混乱と誤認を招かないよう消費者へ周知すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者行政(食品分野)の信頼を高めること。 <p>機能性表示食品や特定保健用食品では消費者の信頼を損なう事例が表面化し、制度への不信感さえも取りざたされている。そのため、新しい原料原産地表示制度においては、厳しい監視と指導が求められる。新しいルールを根付かせるため、事業者と消費者及び行政の信頼を高める施策を推進する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「全ての加工食品について、重量割合1位の原料の原産地を義務表示の対象とすること」を優先したため、議論を十分にできなかった課題について、事業者の自主的な取り組みを期待するとともに、下記の点を検討すべき。 <ol style="list-style-type: none"> ①販売の多様化にあわせた表示義務化 ②添加物の表示義務化 ③冠表示の表示義務化 ④トレーサビリティの充実
--------	-----------------------	----------------------------	---

11月7日	加工食品の原料原産地表示制度に関する意見	食の安全・監視市民委員会 代表 神山美智子	<ul style="list-style-type: none"> ・第9回の案は事業者の実行可能性が重視され、消費者の知りたい、理解して選択したいとする内容になっていない。 ・二重規定は混乱の基であるため、現行の制度は廃止すべき。そのうえで上位1位のみでなく3位まで表示すべき。 ・「可能性表示」「大括り表示」は認められない。検討会では一部の製品を除いて、容器包装の変更頻度や在庫との関係など納得のいく資料が提示されていない。期限表示のように、放送の一括欄枠外に印字する方法などもあると思う。 ・中間加工品の原材料原産国は事業者の責任で確認すべき。食品衛生法による「食品当輸入届出書」には加工食品である時は原材料・コードを記入することになっており、トレースすれば確認できるはず。 ・のりの原産国はおにぎりだけでなく拡大すべき。おにぎりの海苔は原料の1位でないことは明らかなのになぜ対象なのか、報告書案にはその説明がない。 ・例外表示は事業者の自己申告なのか、過去の使用実績等の根拠となる書類の備置き等を必要とすることになっているが、その内容が妥当なのか、どう審査するのかなど、明白な基準が示されていない。厳正な審査の上で表示が不可能と認められた場合は「原産国不明」の表示もあり得ると考える。現に遺伝子組み換え食品は「不分別」表示が認められている。 ・商品名、冠表示、強調表示は消費者の選択に強いインパクトを与えるため、ガイドラインでは不十分であり、表示基準としてパーセント表示を義務付けるべき。 ・QRコードでの表示を認める場合は、店舗内にQRコードを読み取る装置及びユニバーサルデザインに対応したディスプレイのような表示装置等を設置させる必要がある。
11月14日	特定保健用食品(トクホ)の信頼性担保に向けて制度の抜本的な見直しを求めます	主婦連合会 会長 有田 芳子	<ul style="list-style-type: none"> ・日本サプリメント(株)について、許可の取り消しにとどまらず景表法等、法令を厳格に適用することを望む。 ・トクホ商品の含有成分調査は早期に第三者機関による再チェックを望む。 ・試買調査は、調査手法、結果の信頼性、対象商品の網羅性など効果が最大限に発揮できるよう検討し、速やかに実行、その結果は高い透明性をもって公表してほしい。 ・更新制度の復活を含め、トクホの信頼性を継続的に担保できる仕組みの検討に早急に着手してほしい。トクホ制度の抜本的見直しを求める。 ・トクホのみならず、機能性表示食品、栄養機能食品など各種保健機能食品制度を一元的にとらえ、消費者の安全と安心、適正な表示に基づく消費者の選択の機会の確保の観点から抜本的に改善する見直しを要望する。

11月25日	保健機能食品の事後チェック体制の整備・強化を	食品表示を考える市民ネットワーク 代表 神山 美智子	<ul style="list-style-type: none"> ・保健機能食品全般を対象とした、「事故情報(健康被害情報)の報告を義務化」を導入すること。 ・事後チェック体制を制度として確立し、そのチェック結果を事業者名・商品名を含めて公表する制度として導入すること。事後チェックと結果の公表は必須。 ・更新制度を導入すべき。導入までの間、内閣府令で規定する再審査を確実に運用、再販売トクホなどに対して一定の条件を設定し、再審査に付す仕組みを導入してほしい。 ・許可の取消規定を厳格に運用し、休眠中の特保には失効を促す仕組みを導入すること。 ・規格に合致しない不正な保健機能食品の販売が判明した場合は、販売中止だけでなく、速やかに回収させるとともに行政処分を迅速に課す措置を講ずること。 ・GMP(製造・品質管理基準)及び第三者評価を義務付けること。 ・以上の改善策の実現に向けて、総合的・一元的検討に着手すること。
--------	------------------------	-------------------------------	--

12月2日	加工食品の原料原産地表示制度にかかわる意見書	日本生活協同組合連合会 専務理事 和田 寿昭	<p>・全ての加工食品を義務表示対象とする方向を揺るぎない「前提」として議論が進められたことに違和感。「消費者の商品の選択に資する」という食品表示の目的を改めて確認すべき。</p> <p>・事業者の実行可能性に特化し、「正確性のない表示」を含む制度設計となっており、消費者の「誤認・誤解」をまねくおそれがあり、現状の制度(任意表示含む)よりも正しく選べない状況になってしまうことが危惧される。</p> <p>・事業者の事項可能性が担保される一方、必ずしも消費者の選択に資するものではない過度な表示への改正にコストがかかる。現在の食品表示法の改正に加えてさらなる改版コストが必要。</p> <p>・表示方法に例外が多く、消費者の不安や問合せが増えることが想定される。</p> <p>・諮問後、消費者委員会の答申の検討にあたっては、「消費者の選択を保証する」視点から現状の表示制度を振り返り、消費者、事業者、生産者、それぞれの「メリット・デメリット」を明確にすべき。その上で、消費者にわかりやすく、事業者が実行可能で、行政が執行可能なものとすべき。</p> <p><組活から宅配で発送する加工食品の原料原産地表示制度に関わる意見書(各論)></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 全ての加工食品を対象ありきの議論となっており、「消費者に提供すべき情報は何か」という点の議論が不足。 2. 「例外表示」は消費者の誤認・誤解を招くものとして導入に反対。 3. 原料原産地は「検証困難」な表示制度で、取り締まりが非常に困難なことから「作為的に消費者を誤認させる表示」が懸念される。 4. 1)表示拡大が生産振興に寄与するか疑問を感じ、逆に国産原料を利用する機会が失われ排除されるケースが出てくるのではないかと危惧。 <ol style="list-style-type: none"> 2)原料原産地表示が国際的に整合性があるかについて、慎重な検証が必要ではないか 3)表示の「見やすさ」「わかりやすさ」について考慮すべき。文字数の増加で見づらい表示になることが危惧される。
-------	------------------------	---------------------------	--

12月19日	「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会中間取りまとめ」についての意見	一般社団法人全国消費者団体連絡会 代表理事(共同代表)岩岡 宏保 代表理事(共同代表)河野 康子 代表理事(共同代表)松岡 萬里野	<ul style="list-style-type: none"> ・中間とりまとめに検討会での反対意見や懸念が反映されていない。検討会で指摘された懸念点や事務局案への反対意見について明記するよう強く求める。 ・原料原産地表示を拡大することに反対する者ではないが、以下の事務局案には反対する。 (1)「全ての加工食品に表示すること」を目的としたため、表示のわかりやすさ、見やすさ、信頼性が犠牲にされている。「消費者が原料原産地表示を活用できる」という視点から、制度の設計を検討しなおすべき。 (2)消費者を誤認させることが容認されている制度設計となっている。 (3)事業者のモラルハザードにつながる制度である。消費者の誤認が容認されている制度であることに加え、取り締まりが実質不可能であるとする。そのため、事業者は間違いが起きやすい原則表示よりも、リスクが少なく手間もかからない例外表示に傾くと考えられる。
12月27日	加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会中間取りまとめに対する意見書について(参考)	日本弁護士連合会 会長 中本和洋	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての加工食品について、原則として、原料原産地表示を義務付ける制度枠組みに賛成。ただし、義務表示対象は重量割合上3位までとすべき。 ・冠表示のうち商品の特長づける原材料が商品名に含まれる商品については、重量割合に関わらず当該原材料の原産地を記載すべき。 ・例外表示(可能性、大括り、製造地表示)には反対。義務表示の例外を設ける場合、例外と認める要件を適切に限定するとともに、事業者に表示以外で消費者がより正確な情報を容易に入手できる仕組みの確保を義務付けるべき。 ・中間加工原材料については、原料の原産地と中間製造地の双方の表示を義務付けるべき。 ・原料原産地表示の適正を確保するため、食品衛生監視員を増員するとともに、当連合会が提案する消費者監視員制度を導入する等、行政による監視体制を強化すべき。 ・食品衛生法第3条第2項の記録の作成及び保存の責務を法的義務とすべき。

<地方消費者行政: 1件>

10月27日	地方消費者行政の充実・強化のための継続的な財源確保を求める会長声明	神奈川県弁護士会 会長 三浦修	現在地方消費者行政の充実・強化のため交付されている地方消費者行政推進交付金の活用期間は平成28年度以降順次終了し、以後は各自治体の自主財源をもって充てるべきものとされているが、各自治体の財政事情が厳しいことは否定できない。国に対し、地方自治体の財政事情等によることなく、消費者行政を安定的に推進するための恒久的財源を早期に措置するよう要請する。
--------	-----------------------------------	-----------------	--

<料金・物価関係: 4件>

10月27日	家庭向けLPガス販売における価格・取引の透明化を求める要請書	一般社団法人全国消費者団体連絡会 代表理事(共同代表)岩岡 宏保 代表理事(共同代表)河野 康子 代表理事(共同代表)松岡 萬里野	2017年4月の都市ガス小売自由化により、家庭用エネルギー(都市ガス、LPガス、電気等)について、消費者が自由に選択できるようになる。それに関しLPガス業界における取引の透明化、消費者が選択できる環境を整備する為にも以下の点について要請する。 1. 事業者による標準的な料金メニュー(料金表)の設定・開示について、事業者には徹底させるべきです。 2. 料金明細(基本料金・従量料金の別など)について、請求書等への記載を事業者には徹底させるべきです。 3. 契約内容に関する苦情も多いことから、契約時の書面交付の指導を徹底するとともに、対面での説明を事業者には徹底させるべきです。 4. 都道府県LPガス協会の役割は重要であり、ここを通じた価格・取引透明化の取り組みが促進されるよう、国として指導してください。 5. 国による「LPガス事業における取引指針」を早期に策定し、上記の事項を盛り込んでください。 6. LPガスは自由料金市場であること、悪質事業者によるトラブルも存在することなどについて、消費者に一層の周知を図って下さい。
11月7日	タクシーの初乗り距離短縮運賃導入に反対する意見書	全国自動車交通労働組合総連合東京地方連合会 執行委員長 高城 政利	「初乗り距離短縮運賃」はタクシー乗務員の労働条件をさらに悪化させるものであり、最終的には利用者にとっての利便さえ損なうことにつながるものであると位置付け、これに断固反対する。

12月16日	<p>原発関連コストの託送料金への上乗せに反対です 審議プロセスの透明性確保と公正かつ公平な制度設計を求めます</p>	<p>主婦連合会 会長 有田 芳子</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・託送料金へ事故関連費用を転嫁することにより、新電力を含むすべての電力消費者に福島原発事故の関連費用を負担させることに反対。 ・ベースロード電源市場の創設などの方法により、原子力発電への不透明かつ不公正な保護を継続することに反対。
12月26日	<p>原発の事故処理・賠償費用、廃炉費用の託送料金への上乗せに反対する意見</p>	<p>一般社団法人全国消費者団体連絡会 代表理事(共同代表)岩岡 宏保 代表理事(共同代表)河野 康子 代表理事(共同代表)松岡 萬里野</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・託送料金は送配電のネットワークに要する費用として限定すべきであり、これ以外の費用を上乗せすべきではない。 ・託送料金に特定の発電のコストを上乗せすることは、特定の発電方法を優遇することであり、認められない。 ・原子力事業者が従来確保してこなかった賠償への備えに関する費用については、本来原子力事業者が負担すべき。 ・電力システム改革の趣旨にかんがみ、発電源・発電のコストも含めて消費者の選択を保障すべき。 <p>以上から、原子力発電所の事故処理・賠償費用、廃炉費用の託送料金への上乗せに反対。</p>

<その他:5件>

10月6日	改めて消費者庁・国民生活センターの地方移転に反対する意見書	NPO法人 消費者支援機構福岡 理事長 朝見 行弘	「消費者行政新未来創造オフィス(仮称)」の設置ならびに消費者庁及び国民生活センターの徳島県への移転にかかる3年後の検証および見直しを撤回し、消費者庁及び国民生活センターの地方移転を直ちに断念すべき。
10月21日	改めて消費者庁・国民生活センターの地方移転に反対する意見書	NPO法人ひょうご消費者ネットワーク 理事長 山崎 省吾	「消費者行政新未来創造オフィス(仮称)」の設置ならびに消費者庁及び国民生活センターの徳島県への移転にかかる3年後の検証および見直しを撤回し、消費者庁及び国民生活センターの地方移転を直ちに断念すべき。
12月8日	改めて消費者庁等の移転に反対する理事長声明	関東弁護士会連合会 理事長 江藤 洋一	消費者庁等の徳島移転について試行した結果、 ①消費者庁の主たる業務である消費者行政の司令塔としての業務をはじめ国会対応、危機管理、法執行、制度整備業務等が実施できず ②国民生活センターの研修及び商品テスト業務の施行においては参加者のアクセスやテスト機材、保秘の維持等に課題有等との結果が明らかになった。よって政府は消費者庁等の本来的業務について地方移転を断念すべきである。
12月21日	「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」(いわゆるカジノ解禁推進法案)に対し改めて反対し、廃案を求める声明【参考送付】	第一東京弁護士会 会長 小田 修司	平成26年11月14日付会長声明において、カジノ解禁推進法が民間企業が運営するカジノと賭博罪との関係、マネーロンダリングの危険、暴力団その他反社会的勢力の関与、ギャンブル依存症・多重債務者の増加、青少年の健全育成への悪影響、治安・風俗の悪化といった問題点を含むことから、これら問題点を解消する具体的方法が提示されていない現状に鑑み、これに反対する意見を表明。衆議院においても参議院においても、当会が指摘した問題点を解消する方法を提示せず審議した点から、当会は改めてカジノ解禁推進法案に反対し、廃案を求める。

<p>12月21日</p>	<p>「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」(いわゆる「カジノ解禁推進法」)の成立に抗議し、法律の廃止を求める会長声明【参考送付】</p>	<p>宮崎県弁護士会 会長 大迫 敏輝</p>	<p>2014年9月24日に会長声明を発表し、ギャンブル依存症の深刻化、多重債務問題の再燃、暴力団対策上の問題、マネー・ロンダリングの危険、青少年や児童らの健全育成への悪影響などの弊害が強く懸念されるもので、賭博行為は違法であるという大原則を踏まえ、カジノを解禁する経済的観点からの合理性の検証ができていない状況にあっては、一層の慎重審議をすべきであるとの会長声明を發した。2015年6月17日には、永続的な経済効果が見込めるかについての十分な検証もなく、その合理性が検証されたとは言えない状況にあって、再度の法案提出を行ったことに対して反対の意見を表明し抗議する会長声明を發した。また、本年9月には九州弁護士会連合会定期大会において、「ギャンブル依存症のない社会をめざす宣言」を全会一致で採択し、国に対して、ギャンブル依存症対策の実態把握・調査研究をし、国民に公表すること、いま依存症に苦しむ依存症者のため利用しやすい相談窓口を設け治療等に結びつけること、全国民特に青少年に対し予防教育等を行い、自己責任の問題であるという偏見を除去すること、パチンコ・パチスロ等を含めギャンブルであることを前提として適切な法整備と広告規制・アクセス制限を行うこと、ギャンブルを推進するような政策の見直しや利用者拡大促進の中止をすること、「ギャンブル依存症対策基本法」を制定すること等を求めると同時に、こうした依存症対策がほとんど皆無の現状においてカジノを導入することは許されないことを申し入れたばかりである。カジノ解禁推進法においては、当会が指摘したこうした多くの弊害に対する実効的かつ具体的な対策は打ち出されてはならず、問題点は全く払しょくされていない。これらのことから、カジノ解禁推進法の成立に強く抗議し、法律の廃止を強く求めるものである。</p>
---------------	--	-----------------------------	---